

事業者排出量削減報告書

(あて先) 京都府知事	
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名 (法人にあっては、名称)
京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町902番	京都ステーションセンター株式会社 代表取締役社長 鳥

京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。

特定事業者の 主たる業種	不動産賃貸業(京都駅北口広場地下街「ポルタ」デベロッパー)
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者 (大規模エネルギー使用事業者 (原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者 (大規模運送事業者 (トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者 (その他の温室効果ガスの大規模排出事業者 (二酸化炭素に換算して3,000トン以上))
計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月
基本方針	エネルギー消費管理の徹底、省エネ設備、器具の導入を今後も積極的に推進し、資源の適正かつ有効な活用を通じて地球環境に優しい企業を目指す。

推進体制	技術管理部長及び設備担当者を中心としてエネルギーの適正管理、省エネ施策の推進を図る。
------	--

年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容	
			18~19	19
		主要機器の省エネ化	空調機(9台)外調機(4台)水蒸気装置の適正な解水運転を継続実施しエネルギー消費のより一層の向上に動める。	
	18	熱搬送設備等	・ガス吸収式冷温水発生機機用冷却水ポンプのインバーター化55kw×2台、冷蔵庫用冷却水ポンプ55kw×2台実施(搬送動力52.2%削減) ・水熱源ヒートポンプ空調機の熱源水ポンプのインバーター化、37kw×1台、30kw×1台実施(搬送動力52.1%削減)	
	19	変電設備	基準エネルギー消費効率以上の効率のものに取替え計画中。	

温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績)	目標年度(計画)	削減率(計画)	報告年度(実績)	削減率(実績)
		(17)年度 (二酸化炭素換算(t))	(19)年度 (二酸化炭素換算(t))		(18)年度 (二酸化炭素換算(t))	
	A 事業所等排出区分	4,156 t	4,151 t	-0.1 %	3,995 t	-3.9 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	t	%
	C その他排出区分	t	t	%	t	%
	排出合計	*1 4,156 t	*2 4,151 t	-0.1 %	*4 3,995 t	-3.9 %

その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)			報告年度(実績)				
		取組量等		(二酸化炭素換算(t))	取組量等		(二酸化炭素換算(t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t	(整備面積)	ha	(吸収量)	t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m	(削減量)	t	(利用量)	m	(削減量)	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量)	kwh	(削減量)	t	(発電量)	kwh	(削減量)	t
	グリーン電力の購入	(供給量)	GJ	(削減量)	t	(供給量)	GJ	(削減量)	t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t	(購入量)	kwh	(削減量)	t
	削減量等合計			*3 t	*5 t			t	

差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績)	目標年度(計画)	削減率(計画)	報告年度(実績)	削減率(実績)
	*1	4,156 t	*2 4,151 t	-0.1 %	*4 3,995 t

特記事項 当社では1998年を基準として省エネ化(各種機器の適正な運転管理、各階段の防風扉の設置)に取組み、2006年度末で14.7%の電力使用量の節減を達成し、エネルギー消費効率の改善に努力している。

連絡先	担当部署
	担当者氏名
	住所
	電話番号
	ファクシミリ番号

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。
 (例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入
 5 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の実施、特定アワンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。